

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-126384  
(P2016-126384A)

(43) 公開日 平成28年7月11日(2016.7.11)

| (51) Int.Cl.         | F I             | テーマコード (参考) |
|----------------------|-----------------|-------------|
| G06Q 50/22 (2012.01) | G06Q 50/22 106  | 5K201       |
| G06Q 10/00 (2012.01) | G06Q 10/00 130Z | 5L049       |
| H04M 3/56 (2006.01)  | H04M 3/56 C     | 5L099       |

審査請求 有 請求項の数 12 O L (全 20 頁)

|                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (21) 出願番号<br>(22) 出願日<br><br>特許法第30条第2項適用申請有り 集会名 京都府立医科大学センターオブイノベーション(COI)シンポジウム 開催日 平成26年7月6日<br><br>(出願人による申告)平成26年度、独立行政法人科学技術振興機構 研究成果展開事業 センター・オブ・イノベーションプログラム「高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点」委託研究開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願 | (71) 出願人 305049997<br>学校法人志學館学園<br>鹿児島県鹿児島市高麗町5番27号<br>(71) 出願人 899000079<br>学校法人慶應義塾<br>東京都港区三田2丁目15番45号<br>(71) 出願人 509349141<br>京都府公立大学法人<br>京都府京都市上京区河原町通広小路上的榎井町465<br>(71) 出願人 515002654<br>株式会社11Jグローバルソリューションズ<br>東京都千代田区富士見2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム<br><br>最終頁に続く |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

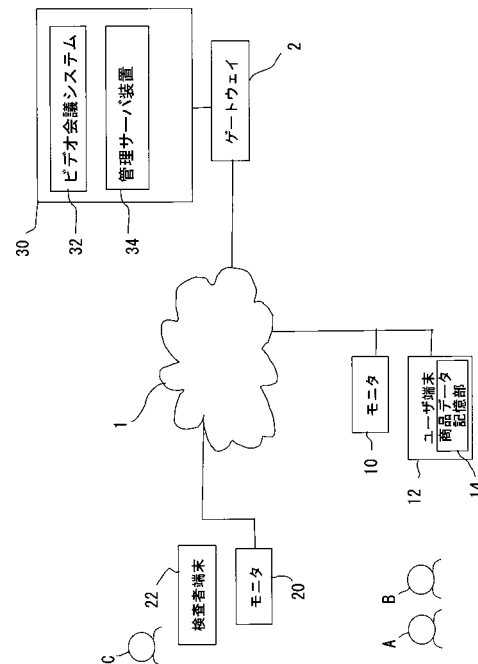
(54) 【発明の名称】 被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法、プログラム及びシステム

(57) 【要約】

【課題】信頼性の高い被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価方法を提供すること。

【解決手段】医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者Cと認知機能の低下の疑いがある被検査者Aとの間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者C側の検査者端末22と被検査者Aのユーザ端末12とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置34とを用いて、被検査者Aの経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法。管理サーバ装置34は、ビデオ会議システム32を介した検査者Cと被検査者Aとの間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者Cにより作成された被検査者Aの検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者Aの経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末12に送信する。

【選択図】図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末と前記被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価方法。

10

**【請求項 2】**

前記ユーザ端末が、前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することをさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の遠隔評価方法。

**【請求項 3】**

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末と前記被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、

20

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする遠隔評価方法。

**【請求項 4】**

前記検査データは、(1) 感覚、(2) 遂行、及び(3) 記憶、の3つの機能の分類に関する検査結果を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の遠隔評価方法。

30

**【請求項 5】**

前記判定することは、前記管理サーバ装置又は前記ユーザ端末が、被検査者の前記検査データ又は前記意思能力判定用データを、ある契約に必要な意思決定能力を示す基準データと比較し、被検査者の前記検査データ又は前記意思能力判定用データが前記基準データの基準に達しない場合に、被検査者に前記ある契約に必要な意思決定能力がないと判定することをさらに含むことを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の遠隔評価方法。

**【請求項 6】**

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末と前記被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、

40

前記管理サーバ装置を、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

**【請求項 7】**

50

前記ユーザ端末を、前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする請求項 6 に記載の遠隔評価プログラム。

【請求項 8】

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末と前記被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、

10

前記管理サーバ装置を、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

【請求項 9】

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末と前記被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、

20

前記ユーザ端末を、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを前記管理サーバ装置から取得し、

前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

30

【請求項 10】

被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、

前記検査者側の検査者端末と前記被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

40

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価システム。

【請求項 11】

前記ユーザ端末が、前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする請求項 10 に記載の遠隔評価システム。

【請求項 12】

被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知

50

機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、

前記検査者側の検査者端末と前記被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するかどうかを判定することを特徴とする遠隔評価システム。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法、プログラム及びシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

高齢化の進展に伴い、高齢者の経済活動に関する問題が浮上してきている。高齢者が日常生活を営む上で最も重要な能力を経済行為能力といい、経済行為能力には食品や日用品の購入や金融機関の利用といった日常的な行為、不動産売買やローンや保険等の契約、書面による契約締結を伴う重要な財産行為が含まれるが、この経済行為能力の低下により、高齢者が詐欺や不当契約等のトラブルに巻き込まれるリスクが増大している（非特許文献1）。

20

【0003】

一方で、高齢者がある金融商品を購入した後で、銀行側の説明の時には意思能力については問題がないと判断して取引を行ったが、後に認知症であったという診断書が家族から提出される等のトラブルもある。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0004】

30

【非特許文献1】老年精神医学雑誌，22(10)：1131-1136，2011

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

高齢者の経済活動における意思決定能力を評価し、上記のようなトラブルから高齢者の財産を守ることは非常に重要である。

【0006】

経済活動における意思決定能力の低下は、加齢や認知機能の低下等と関連すると考えられているが、必ずしも高齢であることが高齢者の意思決定能力の低下を意味するとは限らず、また、認知機能が若干低下していたとしても、取引を行うことが支障がない場合もある。しかしながら、これまでは、認知機能に関するビデオを用いた遠隔検査又は診断も存在せず、高齢者が経済活動を行いたいときに、その人の経済活動における意思決定能力をその場で客観的に評価することは困難であった。

40

【0007】

本発明の目的は、医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者により作成された信頼性の高い検査結果を利用して、セキュリティを確保しつつ、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法、プログラム、及びシステムを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

50

上記課題を解決するために、本発明は以下を要旨とする。

[ 1 ] 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価方法。

10

[ 2 ] ユーザ端末が、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することをさらに含むことを特徴とする [ 1 ] に記載の遠隔評価方法。

[ 3 ] 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動

20

における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする遠隔評価方法。

[ 4 ] 検査データは、( 1 ) 感覚、( 2 ) 遂行、及び( 3 ) 記憶、の3つの機能の分類に関する検査結果を含むことを特徴とする [ 1 ] に記載の遠隔評価方法。

[ 5 ] 判定することは、管理サーバ装置又はユーザ端末が、被検査者の検査データ又は意思能力判定用データを、ある契約に必要な意思決定能力を示す基準データと比較し、被検査者の検査データ又は意思能力判定用データが基準データの基準に達しない場合に、被検査者にある契約に必要な意思決定能力がないと判定することをさらに含むことを特徴とする [ 2 ] 又は [ 3 ] に記載の遠隔評価方法。

30

[ 6 ] 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、管理サーバ装置を、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

40

[ 7 ] ユーザ端末を、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする [ 6 ] に記載の遠隔評価プログラム。

[ 8 ] 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、管理サーバ装置を、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能さ

50

せることを特徴とする遠隔評価プログラム。

[ 9 ] 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、ユーザ端末を、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを管理サーバ装置から取得し、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

10

[ 10 ] 被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価システム。

20

[ 11 ] ユーザ端末が、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする [ 10 ] に記載の遠隔評価システム。

[ 12 ] 被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする遠隔評価システム。

30

【発明の効果】

【 0009 】

本発明によれば、検査者が遠隔にいる場合でも被検査者の経済活動における意思決定能力をより信頼性が高くセキュリティが確保された方法で評価できるため、被検査者の意思決定能力欠如により生じる望ましくない経済的損失や事故を未然に防止することが可能となる。また、被検査者である顧客に金銭取引を伴う契約が生じるサービスを提供する機関も、サービスを提供するか否かをより客観的な方法で判定でき、より円滑かつ安全に業務を行うことができる。

40

【図面の簡単な説明】

【 0010 】

【図 1】 本発明の実施形態のシステムを示す概略図。

【図 2】 意思決定能力検査の検査項目を示す図。

【図 3】 意思決定能力検査の検査用の問診項目の例を示す図。

【図 4】 時計描画検査の採点方法を示す表。

【図 5】 検査データの例を示す略図。

【図 6】 ユーザ端末で作成される意思能力判定用データの例を示す略図。

【図 7】 ユーザ端末の商品データ記憶部に記憶された基準データの例を示す略図。

【図 8】 管理サーバ装置で作成される意思能力判定用データの例を示す略図。

50

【図 9】管理サーバ装置における意思能力判定の例を示す略図。

【発明を実施するための形態】

【0011】

本明細書において、「経済活動における意思決定能力」とは、ある人が、金融商品、食品、日用品等の商品の購入、金融取引の遂行、不動産の売買、又はローン若しくは保険の契約を初めとする、金銭取引を伴う契約を行う際に、自らの意思決定ができる能力を指す。

【0012】

本明細書において、「認知機能の低下の疑いがある」とは、高齢、疾病等により認知機能が健常者と比較して低下している可能性があることを指し、実際に軽度認知障害(Mild Cognitive Impairment、MCI)及び認知症である場合のみならず、主観的に認知機能の低下の疑いがあり、そのため意思決定能力にも疑いがある場合も含む。

【0013】

本発明を具体化した実施形態を、図 1～9 に従って説明する。なお、以下では、ハイリスクな投資信託の商品の購入を希望して X 銀行の窓口に来た顧客 A の場合を例にとって説明するが、本発明はこの例に限らず、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価したい任意の他の例にも適用可能である。

【0014】

図 1 において、X 銀行の窓口に来た顧客 A は、その商品の購入を希望していることを行員 B に伝える。行員 B は、顧客 A とのやりとりの最中に、その商品の説明自体は一応理解していると思われるものの、顧客 A の認知機能の低下に疑いを持った場合、今回の商品購入についての顧客 A の意思決定能力を評価する必要がある旨を顧客 A に説明し、顧客 A をプライバシーが保たれた別室へ案内する。別室には、モニタ 10、図示しない画像の取り込み用のビデオカメラ、音声の取り込み用のマイクロフォン、及び音声の聞き取り用のイヤフォンを含むビデオ会議用の装置が設置されており、これらの装置はネットワークとしてのインターネット 1 を介して、遠隔評価システム 30 のビデオ会議システム 32 に接続されている。検査者 C の側のモニタ 20、図示しない画像の取り込み用のビデオカメラ、音声の取り込み用のマイクロフォン、及び音声の聞き取り用のイヤフォンを含むビデオ会議用の装置も、インターネット 1 を介してビデオ会議システム 32 に接続しており、ビデオ会議システム 32 は、顧客 A と検査者 C の間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供する。

【0015】

検査者 C は、認知機能検査に習熟した、医師、臨床心理技術者、又はその他の認知機能検査の専門的訓練を受けた者(以下、「医師等」と称する)である。臨床心理技術者には、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する有資格者である臨床心理士のみならず、心理療法士等、臨床心理の業務に携わっている者を含む。その他の認知機能検査の専門的訓練を受けた者には、神経心理学又は言語聴覚療法学の専門的な技術及び/又は学問を修めた研究員及び学生等が含まれる。

【0016】

本発明によれば、被検査者の意思決定能力が検査される。意思決定能力検査の検査項目の内容は通常の認知機能検査の検査項目と同じであってもよいが、意思決定能力には経済活動を営めることが要求される点で、認知機能と比較してより高次な能力が要求されるため、好ましくは、本願の意思決定能力検査の検査項目の内容は、認知機能検査の検査項目と比較してより難易度が高く、より厳しく評価される。

【0017】

なお、本実施形態では、顧客 A と検査者 C の間のビデオ及び音声の送受信は、ゲートウェイ 2 を介して行われるため、セキュリティが確保される。ビデオ会議システム 32 としては、各利用者の端末にアプリケーションをインストールするかウェブブラウザ上のアプリケーションを共有することにより利用者間の共同作業を可能とする任意のビデオ会議システムを使用することが可能であるが、本発明の目的で使用するビデオ会議システム 32

10

20

30

40

50

は、高精度な遠隔での意思決定能力検査を可能にすべく、高速で、画質が良く、かつビデオと音声の送受のずれができるだけ少ないものが好ましく、例えば株式会社I I JグローバルソリューションのCOLLABO de! World ビデオ会議システムを好適に使用することができる。

【0018】

行員Bは、電話等の通信手段により検査者Cに顧客Aの意思決定能力検査を依頼し、顧客Aの側では行員Bの立会いの下、検査者Cと被検査者としての顧客Aとの間のビデオ会議システム32を利用した遠隔検査を開始する。

【0019】

検査者Cと、行員B又は別の立会人がビデオ会議用のアプリケーションを起動し、互いの端末IDでチェックインすると、ビデオ会議システム32は、モニタ10、20、ビデオカメラ、マイクロフォン、イヤフォンから入出力された顧客A及び検査者Cのビデオ及び音声を双方向に送受する。

10

【0020】

意思決定能力検査には、公知の認知機能の心理検査法の一つ又は複数を組み合わせたものを使用することができ、そのような心理検査法としては、例えば改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)、Mini Mental State Examination(MMSE)、CDR(Clinical Dementia Rating)、Telephone Executive Assessment Scale(TEXAS)、時計描画検査(CDT: Clock Drawing Test)等が挙げられる。例えばTEXASについてはBiological Psychiatry;35:636,1994を、CDTについては精神医学 43(10):1063-1069,2001を参照されたい。本実施形態では、Telephone Executive Assessment Scale(TEXAS)と時計描画検査(CDC)とを組み合わせた例を説明する。

20

【0021】

図2は、Telephone Executive Assessment Scale(TEXAS)に従った評価項目を示す。図2に示すように、意思決定能力には(1)感覚、(2)遂行、及び(3)記憶の少なくとも3つの機能が関与しており、検査者Cによる顧客Aの検査データは、(1)~(3)の3つの分類の設問に関する検査結果を含むことが好ましい。このような3つの項目を含むことにより、被検査者の意思決定能力をより正確に評価することができる。

【0022】

(1)の「感覚」は、被検査者が目や耳で情報を正しく知覚できているかを指し、例えばある単語(例、「しゃしょう」)をモニタ20より一定の音圧で聞かせ、顧客Aにそれを聞こえた通りに真似してもらおうという設問(聴覚)や、検査者Cがモニタ20上にある単語(例、「地球」)を示し、それを顧客Aに読んでもらおうという設問(視覚)が該当する。

30

【0023】

(2)の「遂行」は適切な判断と、意思決定とができるのかを指し、例えば検査者Cがモニタ20上に絵を写し、顧客Aに主題を説明してもらおうという設問等が該当する。この「遂行」の設問はビデオ会議を用いた遠隔評価に使用できる内容で作成される。

【0024】

(3)の「記憶」は意思決定の事実又は内容を覚えているかということであり、例えば検査の初めの方で検査者Cから顧客Aに3つの単語を伝え、後の時間にそれらの単語が何かを尋ねるといった設問が該当する。

40

【0025】

図3は、意思決定能力検査用の問診項目の例を示す図である。まず検査の初めに、導入として検査者Cによる緊張をほぐすためのあいさつや、顧客Aの氏名の確認(自分の名前が言え、書けるか)や契約時に重要となる日付の質問を行う。次に、上記の(1)~(3)の分類の検査に進む。

【0026】

なお、意思決定能力検査では、併せて、意思決定能力に大きく影響する気分の確認も行う。例えば、意思決定能力が低いと判定された場合には、気分の項目で抑うつがないこと

50



を確認する必要がある。

【 0 0 2 7 】

さらに、意思決定能力検査では、時計描画検査も行う。図3の問診項目には時計描画検査も含まれている。本実施形態で用いる時計描画検査の採点方法は図4に示した通りであり、詳しくはCLOX日本語版マニュアル（researchmap 資料公開 成本迅 資料公開 J-CLOX用紙 & マニュアル、インターネット <URL: [http://researchmap.jp/mupkki2kc-56600/?action=multidatabase\\_action\\_main\\_filedownload&download\\_flag=1&upload\\_id=68796&etadata\\_id=32243](http://researchmap.jp/mupkki2kc-56600/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=68796&etadata_id=32243)> [2014年12月22日検索]を参照されたい。

【 0 0 2 8 】

こうして検査者Cはビデオ会議システム32を介した顧客Aとの双方向の対話を行い、各質問項目について採点し、すべての設問を終えると、検査は終了する。

10

【 0 0 2 9 】

図1に戻ると、遠隔評価システム30の管理サーバ装置34は、顧客A側のユーザ端末12と検査者C側の検査者端末22とをネットワークを介して接続している。ユーザ端末12及び検査者端末22のそれぞれは、図示しない制御手段（CPU）、記憶手段（RAM, ROM, ハードディスク等）、入出力手段、及びデータ送受信手段等を有する。

【 0 0 3 0 】

図5に示すように、検査者Cは、顧客Aの意思決定能力検査を終えると、顧客Aの検査データ40を検査者端末22に入力する。図5では、例えば被検査者のID番号、被検査者氏名、各質問のスコアが入力されている。聴覚は3問とも正解であったためいずれも2点で「2」の数字が入力されており、記憶は9点満点のうち5点である。このように最後の項目の記憶までスコアが入力される。この被検査者の総合スコアは64点満点中の45点である。検査者端末22はこれを記憶し、管理サーバ装置34に送信する。管理サーバ装置34は、図示しない制御手段（CPU）、記憶手段（RAM, ROM, ハードディスク等）、入出力手段、及びデータ送受信手段等を有し、検査者端末22から検査データを受け取り、ユーザ端末12に送信する。

20

【 0 0 3 1 】

次に、管理サーバ装置34から検査データ40を受け取ったユーザ端末12は、図6に示すように、検査データ40に基づいて、顧客Aの経済活動における意思能力判定用データ42を作成する。このステップは、検査データ40のうち少なくとも一部をそのまま用いるか、ランク付け又はスコア化し、後の意思決定能力の判定に適したデータを作成する処理である。

30

【 0 0 3 2 】

図6において、意思決定能力検査の「45」は、顧客Aの意思決定能力検査の合計点である。これは被検査者Cが検査者端末22に入力したものであってもよいし、ユーザ端末12にて算出されても良い。

【 0 0 3 3 】

一方で、ユーザ端末12の記憶手段には、X銀行において得られる顧客Aのデータ、例えばここではスコア化した金融リテラシー能力が、行員B又は他の職員等により入力され、記憶されている。金融リテラシー能力は、顧客がある商品を理解するために必要な能力を指し、これは例えば行員BやX銀行の他の職員が顧客Aに説明したときの理解度に基づいて決定される。本実施形態における顧客Aの金融リテラシー能力は64点満点中の50である。

40

【 0 0 3 4 】

このように、本実施形態では、ユーザ端末12は、顧客Aの意思決定能力検査の検査データと、X銀行において顧客Aから得られるデータとに基づいて、顧客Aが経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する。具体的には、図6によれば顧客Aの意思決定能力検査のスコアと金融リテラシーのスコアの合計スコアSは95であり、これがユーザ端末12の商品データ記憶部14に記憶された基準データと比較される。

【 0 0 3 5 】

50

図7はユーザ端末の商品データ記憶部に記憶された基準データの例である。商品A-EはX銀行で取り扱っている商品であり、商品Aは内容が極めて複雑でハイリスクな商品であり、商品Bは内容が商品Aに比べると易しいが複雑で、かつハイリスクな商品であり、商品Cは内容が商品Bに比べると平易で、かつハイリスクな商品であり、商品Dは内容が平易で、商品Cに比べるとリスクが低い商品であり、商品Eは内容が平易で、商品Dに比べるとリスクが低い商品である。

【0036】

意思決定能力検査のスコアと金融リテラシーのスコアの合計スコアSが101以上であれば、行員B又はX銀行の他の職員は内容の難易度が高くリスクが高い金融商品でも顧客に勧めることができ、この場合、商品A-Eのすべての購入を勧めることができる。顧客の合計スコアSが81以上100以下の場合、より難易度の低い金融商品であれば当該顧客に勧めることができ、商品B-Eの購入を勧めることができる。顧客の合計スコアSが61以上80以下の場合、さらに難易度の低い平易な金融商品であれば当該顧客に勧めることができ、商品C-Eの購入を勧めることができる。顧客の合計スコアSが41以上60以下の場合、内容が平易で、リスクがより低い金融商品であれば当該顧客に勧めることができ、商品D又は商品Eの購入を勧めることができる。顧客の合計スコアSが40以下の場合、内容が平易で、さらにリスクがより低い金融商品であれば当該顧客に勧めることができ、商品Eのみの購入を勧めることができる。顧客Aが商品Aの購入を希望していた場合、顧客Aの合計スコアSは95となり、基準値の101を満たさず、顧客Aは当該商品Aを購入するのに必要な意思決定能力がないと判定される。判定結果は、例えば「評価結果」「不可」のように表示させることができ(図6)、この判定に基づき顧客Aは当該商品の購入を控えるようアドバイスを受けることができる。

10

20

【0037】

上記の実施形態によれば、以下に示す効果を得ることができる。

【0038】

医師等の専門家に顧客Aの意思決定能力を高精度に検査してもらうことができ、顧客Aによる運用が困難とされるハイリスク商品の購入を未然に防ぐことができ、顧客Aの金融資産を守ることができる。

【0039】

顧客Aが検査者Cから離れた場所においてもリアルタイムに検査を受けることができ、直接対面して検査を受ける場合に比べて距離や時間の制約がなく、コストも削減される。

30

【0040】

顧客Aと検査者Cのやりとりが遠隔評価システム30の支援によりゲートウェイを介してなされるため、セキュリティが維持され、プライバシーが確保される。

【0041】

顧客Aと検査者Cは、ユーザ端末12と検査者端末22に簡単なビデオ会議用のアプリケーションをインストールし、モニタ10,12を設置するだけで検査を行うことができるため、顧客Aと検査者Cが負担すべき設備コストが少なく済む。

【0042】

なお本発明は、上記の実施形態に限られず、以下のような種々の変形が可能である。

40

【0043】

上記実施形態では、管理サーバ装置34が検査者端末22から受け取った検査データ40をそのままユーザ端末12に送信し、ユーザ端末12にて意思能力判定用データ42を作成していたが、最も簡単な例では、ユーザ端末12で受け取った検査データ40を表示し、X銀行の行員B又は他の職員が見て意思能力判定を行ってもよい。

【0044】

上記実施形態では、顧客Aの意思決定能力検査のスコアと金融リテラシーのスコアの合計スコアを、金融商品に関する基準データと比較して、顧客Aが経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定していたが、意思決定能力検査のスコアと金融リテラシーのスコアとを、それぞれの基準データに対して別々に比較し、両方のスコアが基準を満た

50

したときのみ、意思決定能力を有すると判定してもよい。例えば、意思決定能力検査のスコアの基準値を50、金融リテラシーのスコアの基準値を50とし、顧客Aのそれぞれのスコアと比較する。この場合、顧客Aの意思決定能力検査のスコアが基準値の50を満たさないため、被検査者に当該商品を購入するのに必要な意思決定能力がないと判定される。

【0045】

上記実施形態では、ユーザ端末12が意思能力判定用データ42を作成していたが、管理サーバ装置34が意思能力判定用データを作成してもよい。例えば、図8の別例に示すように、管理サーバ装置34が、検査者端末22から受信した検査データ40に基づいて、顧客Aの経済活動における意思能力判定用データ44を作成する。例えば、図8の意思能力判定データ44は、「感覚」、「遂行」、「記憶」、「気分」、「時計描画」の項目を含み、これらの項目のアルファベットの値は、図5で入力されたスコアに基づいてA～Eにランク付けしたものである。このランク付けは、図5で入力されたスコアと比例したランクにしてもよいし、金融商品の種類又は顧客の状況に応じて重み付けする等して変更してもよい。例えばある顧客の「感覚」のスコアが検査時に低かった場合であっても、顧客の年齢が若く、治療により改善可能である可能性が高い場合、「感覚」のランク付けをスコアよりも高めに算出してもよい。また、ランク付けは、5つの項目すべてについて算出しなくても、一部の項目を意思能力判定に利用してもよい。

10

【0046】

さらに「感覚」～「時計描画」の総合ランクを、「感覚」～「時計描画」の項目のスコア又はランク付けからランク付けし（例えば図8ではB）、「感覚」～「時計描画」の項目の各ランク及び総合ランクの少なくとも一方を各意思能力判定用データ44として管理サーバ装置34がユーザ端末12に送信してもよい。

20

【0047】

上記実施形態では、ユーザ端末12が意思能力判定データ44に基づいて意思能力判定を行っていたが、代わりに管理サーバ装置34が意思能力判定を行ってもよい。管理サーバ装置34は、意思決定能力の可否の基準となる基準データが記憶された検査者データ記憶部を備え、例えば意思決定能力検査の結果すなわち総合ランクが「B」以下の場合又は金融リテラシーが50未満の場合の少なくともいずれかを満たす場合、以上のX銀行における商品Aの購入の「意思決定能力」を「不可」とする基準データを記憶しているとする。図8の意思能力判定用データ44を管理サーバ装置34において作成した後、図9に示すように、管理サーバ装置34は意思能力判定用データ46としての総合ランクが「B」であることと、金融リテラシー能力のスコアから、基準データと比較して顧客Aには当該商品Aを購入するのに必要な意思決定能力がないと判定することができる。

30

【0048】

上記実施形態及び図9に示した実施形態において、意思能力判定は、金融リテラシーのスコアに基づかず、意思決定能力検査のスコア又は意思決定能力検査のスコアに基づいて作成された意思能力判定データ44、46のみに基づいて行ってもよい。

【0049】

検査データ40の「感覚」、「遂行」、「記憶」、「気分」、「時計描画」の項目は、用途に合わせてランク付け又はスコア化することができ、ある契約に必要な条件も、適宜設定可能である。また、これらの項目以外に、検査データ40の具体的な内容に限らず、検査者の年齢等、検査者が取得することができる被検査者の意思決定能力検査に使用可能な任意の他のデータを含んでもよい。

40

【0050】

上記の実施形態では、顧客Aの金融リテラシー能力をユーザ端末12から入力していたが、顧客Aの銀行Xにおける保有資産等、顧客Aから得られる他のデータを意思能力判定の指標に用いてもよい。

【0051】

モニタ10とユーザ端末12は、物理的に同じ位置にある必要はなく、離れた場所（例えば同一建物の別の部屋）に配置されていてもよい。

50

## 【0052】

上記実施形態では、ビデオ会議システム32のモニタ10, 20としてユーザ端末12及び検査者端末22の表示装置とは別のモニタ10, 20が使用されていたが、ビデオ会議システム32のソフトウェアをユーザ端末12及び検査者端末22にインストールし、ユーザ端末12及び検査者端末22の表示装置でテレビ会議システム32を行えるよう、組み込み式にしてもよい。

## 【0053】

説明を簡単にするために、ユーザ端末12と検査者端末22が一台ずつの場合を例示したが、複数台のユーザ端末12と検査者端末22が遠隔評価システム30及び管理サーバ装置34に接続していてもよい。

10

## 【0054】

上記の実施形態では、ユーザ端末が銀行にある場合について説明したが、生命保険会社又は不動産会社等の民間企業、デパート、スーパー等の商業施設、役所等の公共施設、法律事務所等、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価したい他の場所にも本発明を適用することが可能である。

## 【0055】

本明細書中に引用されているすべての特許出願及び文献の開示は、それらの全体が参照により本明細書に組み込まれるものとする。

## 【0056】

以下に実施例を挙げて本発明をより具体的に説明するが、本発明はこれらに限定されない。

20

## 【実施例】

## 【0057】

## ケース1 健常者の例

志學館大学にて、85歳の健常者の女性の意思決定能力検査を、ビデオ会議システムを用いた遠隔評価及び評価者と被評価者が直接会って評価する対面評価の両方で行った。意思決定能力検査の方法は本明細書及び図3に示した通りとした。また参考用として、公知の認知機能検査であるミニメンタルステート検査(MMSE, Mini-Mental State Examination)も行なった。

## 【0058】

MMSEの結果は30/30点、意思決定能力検査の遠隔評価は63/64点、意思決定能力検査の対面評価は63/64点であり、スコアは高く、意思決定能力検査の遠隔評価と対面評価の良好一致が見られた。

30

## 【0059】

被検査者の女性の感想は、遠隔評価は思ったより自然で楽しく、画像が美しく、遠出できない人たちには今後欠かせない技術になると思うとのことであった。

## 【0060】

## ケース2 主観的認知障害(SCI)の例

慶應義塾大学病院の外来にて、75歳の物忘れを訴える軽度認知障害(MCI)の前駆状態と考えられる主観的認知障害(Subjective Cognitive Impairment: SCI)の男性の意思決定能力検査(遠隔評価及び対面評価)及びMMSE検査を行った。

40

## 【0061】

MMSEの結果は30/30点、意思決定能力検査の遠隔評価は53/64点、意思決定能力検査の対面評価は56/64点であった。意思決定能力検査の遠隔評価と対面評価の良好一致が見られた。また、意思決定能力検査は、MMSEよりもより厳しく評価され、MMSEでも評価できない能力を評価していることが分かる。

## 【0062】

被検査者の男性の感想は、遠隔評価はわざわざ病院に出かけなくても診断してもらえるから便利で良いとのことであった。

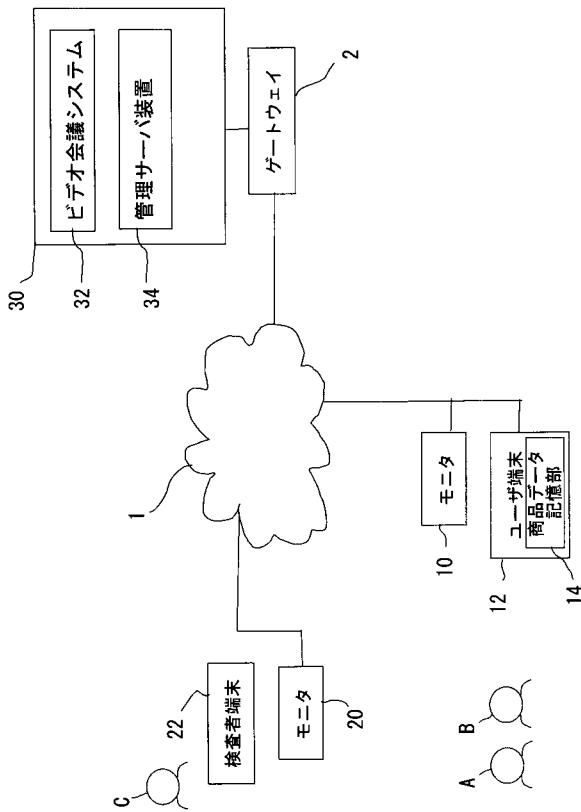
## 【符号の説明】

50

【 0 0 6 3 】

1・・・ネットワークとしてのインターネット。12...ユーザ端末、22...検査者端末、30...遠隔評価システム、32・・・ビデオ会議システム、34...管理サーバ装置、40...検査データ、42, 44, 46...意思能力判定用データ、A...被検査者としての顧客、C...検査者。

【 図 1 】

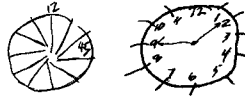


【 図 2 】

| 番号 | 分類 | 検査内容                               | 具体的な検査される能力の説明                            |
|----|----|------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1  | 感覚 | 聴覚<br>視覚                           | 相手の声か聞こえているか<br>文字や図表が見えているか              |
| 2  | 遂行 | 理解<br>ワーキングメモリー<br>論理的思考<br>思考の柔軟性 | 論理的かつ柔軟に判断し、<br>意思決定しているか                 |
| 3  | 記憶 | 記憶<br>遅延再生<br>再認                   | 覚えこむことができるか<br>自力で思い出せるか<br>ヒントがあれば思い出せるか |

【 図 4 】

| CLOX検点項目                                                                                                                                                                              | 得点 | CLOX1 | CLOX2 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|-------|
| 1 時計のように見えるか?                                                                                                                                                                         | 1  |       |       |
| 2 外円があるか?                                                                                                                                                                             | 1  |       |       |
| 3 直径が2.5cm以上あるか?                                                                                                                                                                      | 1  |       |       |
| 4 全ての数字が円内にあるか?                                                                                                                                                                       | 1  |       |       |
| 5 分割やtic marksがないか? *1                                                                                                                                                                | 1  |       |       |
| 6 12,6,3,9を最初に置いたか? *3                                                                                                                                                                | 1  |       |       |
| 7 間隔が正常である(12-6の軸の両側が対称)か?                                                                                                                                                            | 1  |       |       |
| 8 数字の字体がアラビア数字で統一されているか?                                                                                                                                                              | 1  |       |       |
| 9 1~12のみの数字が書かれているか?(時計のメモは除外)                                                                                                                                                        | 1  |       |       |
| 10 1~12の順番は正常で、数字の追加や欠落はないか?                                                                                                                                                          | 1  |       |       |
| 11 針が2本だけか?(分割やtic marksは除外)                                                                                                                                                          | 1  |       |       |
| 12 すべての針先が矢印となっているか?                                                                                                                                                                  | 1  |       |       |
| 13 時計が時計より2時の間にあるか?                                                                                                                                                                   | 1  |       |       |
| 14 分針が時計より明らかに長いのか?                                                                                                                                                                   | 1  |       |       |
| 15 以下のものに全て当てはまらない<br>1) 4時や5時を指す針があるか?<br>2) 「1時45分」と書かれているか(例「9:00」)?<br>3) 他の時刻が書かれているか(例「9:00」)?<br>4) 内向きに矢印が描かれているか?<br>5) なにか文字や単語、絵が描かれているか?<br>6) 用紙の裏面の透けて見える円の中に入っているか? *2 | 1  |       |       |
| 合計                                                                                                                                                                                    |    | /15   | /15   |



\*1 分割(左)、tic mark(右)の例  
 \*2 CLOXで用いられる用紙にはあらかじめ円が描かれており、それがステップ1の自由描画の際に透けて見えるようになっている。前頭葉障害があり視覚的に高い患者では、その円の中に描画する傾向がある。  
 \*3 数字をその順番で書くかを観察する。  
 \*4 何回か書き直している場合は最後の絵で採点する。

【 図 5 】

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 日付      | 2014/10/1               |
| 被検査者 ID | 25                      |
| 被検査者名   | 〇〇 △子                   |
| 聴覚      | 問 1 2<br>問 2 2<br>問 3 2 |
| 視覚      | 問 1 1<br>問 2 2<br>問 3 1 |
| 気分      | 問 1                     |
| 記憶      | 問 1 5                   |
| 所見      |                         |
| 検査結果    | 45                      |

40

【 図 6 】

|          |      |
|----------|------|
| 検査者 ID   | 25   |
| 意思決定能力検査 | 45   |
| 金融リテラシー  | 50   |
| 合計スコア    | 95   |
| 商品 A の基準 | ≥101 |
| 評価結果     | 不可   |

42

【 図 7 】

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 合計スコア        |                 |
| 101 ≤ S      | 商品A, B, C, D, E |
| 81 ≤ S ≤ 100 | 商品B, C, D, E    |
| 61 ≤ S ≤ 80  | 商品C, D, E       |
| 41 ≤ S ≤ 60  | 商品D, E          |
| 0 ≤ S ≤ 40   | 商品E             |

【 図 8 】

|         |    |
|---------|----|
| 被検査者 ID | 25 |
| 感覚      | A  |
| 遂行      | C  |
| 記憶      | B  |
| 気分      | A  |
| 時計描画    | B  |
| 総合ランク   | B  |

44

【 図 9 】

|         |    |
|---------|----|
| 総合ランク   | B  |
| 金融リテラシー | 50 |
| 評価結果    | 不可 |

46

【 図 3 】

| 領域     | 課題                    | 項目                                                                                 | 指示                                                                                                    | 得点 |
|--------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| あいさつ   | 氏名と見当識の確認             | 書字1                                                                                | こんにちは(おはようございます) お名前をおっしゃってください                                                                       |    |
|        |                       | 見当識1                                                                               | お名前を思い出していただけますか?                                                                                     |    |
|        |                       | 見当識2                                                                               | 今日の日付も、書いていただけますか?                                                                                    |    |
| 聴覚     | しゃしゅう<br>ちきゅう<br>ずいせん | これから、3つの言葉が聞こえます。3つとも聞いてから、聞こえたとおりに書いてください                                         | /6                                                                                                    |    |
| 視覚     | 車掌<br>地球<br>水信        | この文字を読んでください                                                                       | /3                                                                                                    |    |
| 記憶     | 記憶                    | 後で聞きますから、この3つの言葉を見ていてください                                                          |                                                                                                       |    |
| 現在     |                       | さて、今日は、体の調子はいかがですか                                                                 |                                                                                                       |    |
| 気分     | 抑うつ                   | この1ヵ月では、気分が落ち込んだり、希望を失ったりしたことはありませんか?                                              | /4                                                                                                    |    |
| 意欲     |                       | この1ヵ月、物事に対して興味や楽しみが無くなっていませんか?                                                     |                                                                                                       |    |
| 数字・文字  | 運行 (TEXAS 通稱検査用)      | 数字・文字                                                                              | これからお見せする数字と文字の組み合わせを見てください。<1-あ、2-い、3-う> それでは3の後に来る文字は何ですか?                                          | /8 |
|        |                       | 話流補                                                                                | では、この数字と文字の組み合わせを数字の1から始めてください。私が始めてくださいというまで続けてください。                                                 |    |
|        |                       | 主題説明                                                                               | これからお見せする文字で始まる言葉を書けるだけたくさん書いてください。例えば、<あ>で始まる言葉は<あめ、あり、アイス>などがありますね。それでは、<か>で始まる言葉を書けるだけたくさん書いてください。 |    |
|        |                       | 逆順序課題                                                                              | 時間は1分です。では、はじめて下さい                                                                                    |    |
| 時計描画検査 | GLOX1                 | 1時45分の時計を描いて下さい。子どもにも分かるように整面に針と数字を描いて下さい。                                         | /15                                                                                                   |    |
|        | GLOX2                 | それでは、手元の用紙を見て下さい。今描かれた時計が描かれています。その時計の横に、先ほどと同じように時計を描いて下さい。                       | /15                                                                                                   |    |
| 書字     | 書字2                   | (引き続き、CLOX3の用紙を使用) 思い出しているところに、先ほどと同じようにお名前ももう一度書いていただけますか?                        | /2                                                                                                    |    |
|        | 見当識2                  | 今日の日付もう一度書いていただけますか?                                                               | /2                                                                                                    |    |
| 遅延再生   |                       | いちばん最初にお見せした3つの言葉を思い出してください。                                                       |                                                                                                       |    |
| 遅延再生   |                       | (誤答・NRの場合) ヒントをお見せします<職業><宇宙><植物>。例えば、車掌は書えて他が書えなかった場合は、職業に関するヒントは飛ばして宇宙ヒントにしてください | /9                                                                                                    |    |
| 再認     |                       | (ヒントを与えても出なかった場合) この中にありましたか? (ヒントにより正解を得た場合は) 以降の再認のスライドはとばす                      |                                                                                                       |    |
| 挨拶     |                       | これで、終わります。ご苦労さまでした。                                                                |                                                                                                       |    |
| 気分     |                       | 終わってみたいいかがですか                                                                      |                                                                                                       |    |

## 【手続補正書】

【提出日】平成28年4月1日(2016.4.1)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価方法。

## 【請求項2】

前記ユーザ端末が、前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することをさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の遠隔評価方法。

## 【請求項3】

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする遠隔評価方法。

## 【請求項4】

前記検査データは、(1)感覚、(2)遂行、及び(3)記憶、の3つの機能の分類に関する検査結果を含むことを特徴とする請求項1に記載の遠隔評価方法。

## 【請求項5】

前記判定することは、前記管理サーバ装置又は前記ユーザ端末が、被検査者の前記検査データ又は前記意思能力判定用データを、ある契約に必要な意思決定能力を示す基準データと比較し、被検査者の前記検査データ又は前記意思能力判定用データが前記基準データの基準に達しない場合に、被検査者に前記ある契約に必要な意思決定能力がないと判定することをさらに含むことを特徴とする請求項2又は3に記載の遠隔評価方法。

## 【請求項6】

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、

前記管理サーバ装置を、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

【請求項 7】

前記ユーザ端末を、前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする請求項 6 に記載の遠隔評価プログラム。

【請求項 8】

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、

前記管理サーバ装置を、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

【請求項 9】

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、前記検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、

前記ユーザ端末を、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを前記管理サーバ装置から取得し、

前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

【請求項 10】

被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、

前記検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価システム。

【請求項 11】



前記ユーザ端末が、前記検査データ又は前記意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする請求項10に記載の遠隔評価システム。

【請求項12】

被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、

医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、

前記検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、

前記管理サーバ装置は、

前記ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、

前記検査データ又は前記検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする遠隔評価システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するために、本発明は以下を要旨とする。

[1] 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価方法。

[2] ユーザ端末が、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することをさらに含むことを特徴とする[1]に記載の遠隔評価方法。

[3] 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価する方法であって、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする遠隔評価方法。

[4] 検査データは、(1) 感覚、(2) 遂行、及び(3) 記憶、の3つの機能の分類に関する検査結果を含むことを特徴とする[1]に記載の遠隔評価方法。

[5] 判定することは、管理サーバ装置又はユーザ端末が、被検査者の検査データ又は意思能力判定用データを、ある契約に必要な意思決定能力を示す基準データと比較し、被検査者の検査データ又は意思能力判定用データが基準データの基準に達しない場合に、被検査者にある契約に必要な意思決定能力がないと判定することをさらに含むことを特徴と

する〔 2 〕又は〔 3 〕に記載の遠隔評価方法。

〔 6 〕 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、管理サーバ装置を、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

〔 7 〕 ユーザ端末を、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする〔 6 〕に記載の遠隔評価プログラム。

〔 8 〕 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末と被検査者のユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、管理サーバ装置を、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

〔 9 〕 医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを用いて、被検査者の経済活動における意思決定能力を遠隔評価するプログラムであって、ユーザ端末を、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを管理サーバ装置から取得し、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定する処理を実行する手段として機能させることを特徴とする遠隔評価プログラム。

〔 10 〕 被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データを、ユーザ端末に送信することを特徴とする遠隔評価システム。

〔 11 〕 ユーザ端末が、検査データ又は意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする〔 10 〕に記載の遠隔評価システム。

〔 12 〕 被検査者の経済活動における意思決定能力の遠隔評価システムであって、医師、臨床心理技術者、又は認知機能検査の専門的訓練を受けた者である検査者と認知機能の低下の疑いがある被検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話機能を提供するビデオ会議システムと、検査者側の検査者端末とユーザ端末とをネットワークを介して接続する管理サーバ装置とを備え、管理サーバ装置は、ビデオ会議システムを介した検査者と被

検査者との間のビデオ及び音声による双方向の対話に基づいて検査者により作成された被検査者の検査データを取得し、検査データ又は検査データに基づいて作成された被検査者の経済活動における意思能力判定用データに基づいて、被検査者が経済活動における意思決定能力を有するか否かを判定することを特徴とする遠隔評価システム。

## フロントページの続き

- (74)代理人 110000796  
特許業務法人三枝国際特許事務所
- (72)発明者 飯干 紀代子  
鹿児島県鹿児島市高麗町5 - 2 7 学校法人志學館学園内
- (72)発明者 岸本 泰士郎  
東京都新宿区信濃町3 5 番地 慶應義塾大学 医学部内
- (72)発明者 菅 洋子  
東京都新宿区信濃町3 5 番地 慶應義塾大学 医学部内
- (72)発明者 成本 迅  
京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町4 6 5 京都府公立大学法人 京都府立医科大学内
- (72)発明者 松岡 照之  
京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町4 6 5 京都府公立大学法人 京都府立医科大学内
- (72)発明者 藤本 佑佳  
京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町4 6 5 京都府公立大学法人 京都府立医科大学内
- (72)発明者 栗津 和也  
東京都千代田区富士見2 - 1 0 - 2 飯田橋グラン・ブルーム 株式会社I I Jグローバルソリューションズ内
- Fターム(参考) 5K201 BA19 BB09  
5L049 AA24  
5L099 AA04